

評価における検証項目と判定の基準

1 必要性

検証項目	判定
事業の実施が国・都の法令等で定められている	該当
	非該当
市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	該当
	非該当
現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当
	非該当

➡ 「必要性」が全ての項目で「非該当」となった事業は「廃止」と評価する。

2 有効性

検証項目	判定	判定理由
成果指標の達成状況はどうか	3	概ね達成できた（80 %以上の達成）
	2	やや達成できなかった（80 %未満の達成）
	1	成果指標の目標値が設定されていない。
上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	上位施策等の目的の達成に向け、本事業の対象の設定は適切である。
	1	上位施策等の目的の達成への寄与が明確ではないなど、本事業の対象の設定が適切でない。
上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	3	上位施策等の目的の達成に向け、本事業の内容・実施方法は適切である。
	1	上位施策等の目的の達成への寄与が明確ではないなど、本事業の内容・実施方法が適切でない。

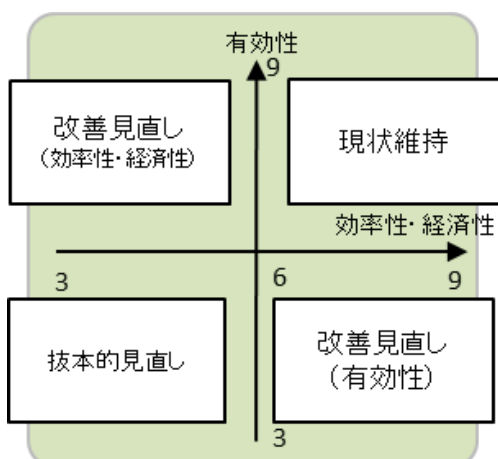
3 効率性・経済性

検証項目	判定	判定理由
業務プロセスに改善の余地はないか	3	現段階で改善の余地がない。
	2	業務プロセスの見直しを行っているが、まだ改善の余地がある。
	1	事業開始当初から業務プロセスの見直しが行われておらず、改善の余地がある。
投入したコストが活動実績に見合っているか	3	投入したコストが活動実績に見合っている。または、比較的少ないコストで十分な実績が得られている。
	2	十分な活動実績が得られているが、投入したコストに削減の余地がある。
	1	活動実績が不明瞭または限定的で、投入したコストが過大である。
国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	3	十分な財源が確保されている。
	1	財源が確保されていない又は確保が不十分である。
	—	財源の確保が見込めない事業である。（※）

※「財源の確保が見込めない事業である」を選択した場合は、他の2項目の合計を1.5倍する。

➡ 「有効性」と「効率性・経済性」は点数により「現状維持」「改善見直し（有効性）」「改善見直し（効率性・経済性）」「抜本的見直し」を導く。

4 総合評価（行革本部評価）の判定



◀ 「有効性」／「効率性・経済性」をそれぞれ9点満点で評価し、評価を4段階から決定

◀ 「有効性」／「効率性・経済性」の点数にかかわらず、「必要性」が全ての項目で「非該当」となった事業は「廃止」と評価する。